○運転免許の効力の停止等の処分を行う場合における処分量定基準に関する規程

北海道公安委員会規程第３号

平成10年３月27日

改正　平成10年９月17日公委規程第４号、13年３月27日第８号、14年５月22日第３号、21年５月21日第１号、25年12月26日第６号、令和元年11月26日第４号、５年６月30日第４号

運転免許の効力の停止等の処分を行う場合における処分量定基準に関する規程を次のように定める。

運転免許の効力の停止等の処分を行う場合における処分量定基準に関する規程

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）の規定に基づき、北海道公安委員会（法第114条の２第１項の規定により、北海道警察本部長が委任を受けたものについては、北海道警察本部長と読み替えるものとする。）が、自動車及び一般原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転免許（以下「免許」という。）の効力の停止、免許の保留又は国際運転免許証若しくは外国運転免許証（以下「国際運転免許証等」という。）に係る６月を超えない範囲内の期間の自動車等の運転の禁止（以下「免許の効力の停止等」という。）の処分を行う場合における処分量定基準について、必要な事項を定めるものとする。

第２章　点数制度による免許の効力の停止等の処分の基本量定

（免許の効力の停止の基準）

第２条　一般違反行為（令第33条の２第１項第１号の一般違反行為をいう。以下同じ。）に係る累積点数（令第33条の２第３項の累積点数をいう。以下同じ。）が、令別表第３の１の表の第１欄に掲げる区分に応じ、同表の第７欄に掲げる点数に達したことにより、免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、別表第１の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる期間とする。

２　法第108条の３の２の通知を受けた者で法第102条の２の期間内に同条に規定する違反者講習を受講しなかった者が、違反者講習の理由となった一般違反行為以外に一般違反行為を行っていた場合の処分の基本量定の期間は、別表第１の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる期間に30日を加算した期間とする。

（免許の保留・運転の禁止の基準）

第３条　免許の保留、免許を与えた後における免許の効力の停止又は６月を超えない範囲内の期間の自動車等の運転の禁止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、前条の規定を準用する。ただし、免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の処分の基準に該当する者（運転免許試験に合格した者で、当該試験に係る免許以外の免許を現に受けている者又は国際運転免許証等を現に所持している者（以下「他免許等既得者」という。）を除く。）については、前条に掲げる期間から、当該

処分の理由となった一般違反行為をした日（令第33条の２第４項各号に掲げる者については、当該各号に定める日とする。）から当該処分の日までの既に経過した期間を除いた残りの期間を処分期間とする。

第３章　点数制度によらない免許の効力の停止等の基本量定

（重大違反唆し等）

第４条　令別表第４第４号に掲げる重大違反唆し等をした者の処分の基本量定の期間は、別表第２の左欄に掲げる重大違反の種別に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる期間とする。

（道路外致死傷）

第５条　令別表第４第４号に掲げる道路外致死傷をしたときは、別表第３の左欄に掲げる道路外致死傷の種別に応じ、中欄又は右欄に掲げる期間を処分期間とする。ただし、処分の基本量定の期間は、当該事故が法第２条第１項第１号に規定する道路（以下「道路」という。）におけるものであった場合において、その処分が令第38条第５項第１号に掲げる免許の取消しの基準に該当するものであるときは、180日の期間、同項第２号に掲げる免許の停止の基準に該当するものであるときは、第２条に定める基本量定に準じた期間とする。

（病気を理由とする免許の効力の停止の処分量定基準）

第６条　令第38条第１項第２号に掲げる病気を理由とする免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがあると認められる病気が治癒するまでの期間とする。

（身体障害を理由とする免許の効力の停止の基本量定）

第７条　令第38条第２項第２号に掲げる身体の障害を理由とする免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、法第91条の規定により条件を付し、又はこれを変更することにより、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがなくなるまでの期間とする。

（中毒を理由とする免許の効力の停止の処分量定基準）

第７条の２　令第38条第３項第２号に掲げるアルコール、麻薬、あへん又は覚せい剤の中毒を理由とする免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、アルコール、麻薬、あへん又は覚せい剤の中毒者に該当しないこととなるまでの期間とする。

（危険性帯有を理由とする免許の効力の停止の基本量定）

第８条　令第38条第５項第２号ハの規定に基づく危険性帯有を理由とする免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、次に掲げるとおりとする。

⑴　自動車等の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者が別表第４の左欄に掲げる一般違反行為をさせたときは、当該右欄に掲げる期間

⑵　自動車の使用者（安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。以下「使用者等」という。）がその者の業務に関し、自動車の運転者に対し、別表第５の左欄に掲げる違反行為を命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認したとき（令第38条第５項第１号ロ又は第２号ロに

該当する場合を除く。）は、それぞれの区分に応じ右欄に掲げる期間

⑶　交通事故があった場合において、唆して別表第６の左欄に掲げる措置義務違反をさせ、若しくは当該違反をした場合に助け、又は自動車の運転者以外の乗務員が左欄に掲げる措置義務違反をしたとき（令第33条の２の３第４項第２号に係る重大違反唆し等に該当する場合を除く。）は、それぞれの区分に応じ当該右欄に掲げる期間

⑷　道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第１項又は自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第５条の規定に違反する行為をしたとき（その者が自動車等を運転して当該規定に違反する行為をしたとき及び令第38条第５項第２号ロに該当する場合を除く。）は、30日以上の期間

⑸　道路以外の場所で、自動車等を運転し、次に掲げる行為をしたとき

ア　故意により建造物を損壊したとき　180日の期間

イ　人を負傷させ（故意によるもの及び負傷者の負傷の治療に要する期間が15日以上であるもの又は後遺障害が存するものを除く。）又は建造物を損壊したとき（故意によるものを除く。）は、当該事故が道路におけるものであった場合において、その処分が令第38条第５項第１号に掲げる免許の取消しの基準に該当するものであるときは、180日の期間、同項第２号に掲げる免許の停止の基準に該当するものであるときは、第２条に定める処分の基本量定の期間に準じた期間

⑹　自動車等の運転を利用して、著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれのある犯罪を犯したときは、30日以上の期間

⑺　免許の効力の停止の期間中に当該免許を失効させた者又は再試験に係る免許の取消しを受けた者が、当該免許の効力を停止することとされていた期間が経過しない間に免許を受けたときは、当該処分の日を起算日とする処分の残期間

⑻　免許証を偽造し、若しくは変造したとき、又はこれらの行為に関与したときは、60日以上の期間

⑼　不正の手段で免許又は免許証を取得し、若しくは取得しようとしたとき、又はこれらの行為に関与したときは、60日以上の期間

⑽　前各号に掲げる場合のほか、その者が自動車等を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認められる行為をしたときは、30日以上の期間

（免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の基準）

第９条　免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定については、第４条及び第５条の規定を準用する。ただし、免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の処分の基準に該当する者（他免許等既得者を除く。）については、第４条及び第５条に掲げる期間から、当該処分の理由となった重大違反唆し等又は道路外致死傷をした日（令第33条の２第４項各号に掲げる者については、当該各号に定める日とする。）から当該処分の日までの既に経過した期間を除いた残りの期間を処分期間とする。

（自動車等の運転の禁止の基本量定）

第10条　令第40条第１号の規定に基づく身体の障害を理由として自動車等の運転の禁止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間については、第７条の規定を準

用する。

第４章　麻薬、覚醒剤等の使用等をした者等に対する免許の効力の停止の処分量定基準

（麻薬、覚醒剤等の使用等をした者等に対する免許の効力の処分量定基準）

第11条　免許を所持し、別表第７の左欄に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、令第38条第５項第２号ハの規定による免許の効力の停止を行うこととし、その処分の基本量定の期間は、それぞれ当該右欄に掲げる期間とする。

第５章　暴走行為者等に対する免許の効力の停止等の処分量定基準

（暴走行為者等に対する点数制度による免許の効力の停止の基本量定）

第12条　自動車等の運転者が道路において２台以上の自動車等を連ねて通行させ又は並進させる場合における集団の勢力を借りて行う速度超過、信号無視、整備不良等の違反行為（共同危険行為等禁止違反及び共同危険行為等禁止違反と同時にした違反行為を除く。以下「暴走行為」という。）に係る累積点数が令別表第３の１の表の第１欄に掲げる区分に応じ、同表の第７欄に掲げる点数に達したことにより免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、第２条に定める基本量定の期間に30日を加えた期間とし、その期間が180日を超える場合は180日とする。

（暴走行為者等に対する点数制度による免許の保留及び事後停止の基本量定）

第13条　免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定については、第12条の規定を準用する。ただし、免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の処分の基準に該当する者（他免許等既得者を除く。）については、第12条に掲げる期間から、当該処分の理由となった一般違反行為をした日（令第33条の２第４項各号に掲げる者については、当該各号に定める日とする。）から、当該処分の日までの既に経過した期間を除いた残りの期間を処分期間とする。

（暴走行為者等に対する点数制度によらない免許の効力の停止の処分量定）

第14条　自動車等の運転者が別表第８の左欄に掲げる行為をし、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、令第38条第５項第２号ハの規定により免許の効力の停止を行うこととし、その処分の基本量定の期間は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。

第６章　処分量定に関する特例

（処分を軽減して処分猶予とした場合）

第15条　一般違反行為をしたことを理由とする免許の効力の停止等の処分を猶予された者がその後違反行為をしたときは、処分を猶予されなかったときに比し、処分が過重にならないように処分量定を行うものとする。

（違反行為の発生の順に処分を行うことができなかった場合）

第16条　処分を受ける者の責に帰すべき理由以外の理由により違反行為又は重大違反唆し等若しくは道路外致死傷（以下「違反行為等」という。）の発生の順に処分を行うことができなかったときは、違反行為等の発生の順に処分が行われたときに比し、処分が均

衡を失せず、かつ、処分が過重にならないよう処分量定を行うものとする。

（処分を行わないで１年間を無違反で経過した場合）

第17条　処分を受ける者の責に帰すべき理由以外の理由により処分が遅れた場合で、その者が当該処分の理由となった違反行為等をした日以後違反行為等をしないで免許を受けていた期間（免許の効力が停止されていた期間を除く。以下同じ。）が通算して１年を経過しているものであるときは、その実績等を考慮して処分量定を行うものとする。

（処分前歴の理由となった違反から１年に近い期間無違反であった場合）

第18条　前歴のある者の処分の場合で、その者が当該前歴の事由となった違反行為をした日以後、違反行為等をしないで免許を受けていた期間が通算して１年に近い期間を経過しているものであるときは、その実績、その後にした違反行為の危険性等を考慮して処分量定を行うものとする。

（処分前歴が処分の遅れによるものである場合）

第19条　前歴のある者の処分の場合で、当該前歴がその者の責に帰すべき理由以外の理由により処分が遅れたことによるものであるときは、通常の手続の範囲の期間内に処分が行われたときに比し、処分が過重にならないように処分量定を行うものとする。

第７章　処分の軽減及び処分の猶予

（免許の取消し、拒否若しくは事後取消し又は運転の禁止を軽減する場合）

第20条　一般違反行為をしたことを理由として処分を行おうとする場合に累積点数が令別表第３の１の表の第１欄に掲げる区分に応じ、同表の第２欄から第６欄までに掲げる点数に達し、若しくは特定違反行為をしたことを理由として処分を行おうとする場合の累積点数が令別表第３の２の表の第１欄に掲げる区分に応じ同表第２欄から第９欄までに掲げる点数に達し、又は令別表第４第１号から第３号までに掲げる行為をし、若しくは令別表第５第１号から第４号までに掲げる行為をしたことにより、免許の取消し、免許の拒否又は１年以上10年を越えない範囲内の期間の自動車等の運転の禁止の処分基準に該当することとなった者において、その者の運転者としての危険性がより低いと評価すべき特段の事情があるときは、それぞれ次に掲げる区分により処分を軽減することができるものとする。

⑴　免許の取消し（免許を与えた後における免許の取消しを除く。）の処分基準に該当する者

ア　一般違反行為若しくは特定違反行為をしたことを理由として処分を行う場合（イに該当する場合を除く。）又は重大違反唆し等若しくは道路外致死傷を理由として処分を行う場合で、令第38条第６項又は第７項に規定する免許を受けることができない期間（以下「欠格期間」という。）が２年以上に該当するときは当該期間から１年を減じた期間に、欠格期間が１年に該当するときは180日の免許の効力の停止に軽減することができる。

イ　前歴を有しない者が安全運転義務違反をし、よって交通事故を起こしたことを理由に処分を行う場合で、その者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、交通事故が専ら相手側の不注意によって発生したものであるときは、欠格期間が２年に該当するときは180日の免許の効力の停止に、欠格期間が１年に該当するとき

は150日の免許の効力の停止に軽減することができる。

⑵　免許の拒否又は免許を与えた後における免許の取消し（以下「免許の拒否等」という。）の処分基準に該当する者（他免許等既得者を除く。）

ア　令第33条の４第１項第２号若しくは第３号又は同条第２項第１号若しくは第２号の規定により、欠格期間が当該処分の理由となった行為をした日（令第33条の４第３項において準用する令第33条の２第４項各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に定める日をいう。以下同じ。）から起算して２年以上を経過するまでの期間に該当するときは当該期間から１年を減じた期間に、欠格期間が処分の理由となった行為をした日から１年を経過するまでの期間に該当するときは処分の理由となった行為をした日から180日を経過するまでの期間の免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止に軽減することができる。ただし、これらの期間計算の結果、１年を減じた後の欠格期間又は免許の保留若しくは免許を与えた後における免許の効力の停止に係る期間が既に経過している場合は、免許の拒否等及び欠格期間の指定又は免許の保留若しくは免許を与えた後における免許の効力の停止をしないものとする。

イ　前歴を有しない者が安全運転義務違反をし、よって交通事故を起こしたことを理由に処分を行う場合で、その者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、交通事故が専ら相手側の不注意によって発生したものであるときは、欠格期間が処分の理由となった行為をした日から２年を経過するまでの期間に該当するときは180日の免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止に、欠格期間が処分の理由となった行為をした日から１年を経過するまでの期間に該当するときは150日の免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止に軽減することができる。ただし、これらの期間計算の結果、免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止に係る期間が既に経過している場合は、免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止をしないものとする。

⑶　自動車等の運転の禁止の処分基準に該当する者

ア　令第40条第１項第２号若しくは第３号又は同条第２項第１号若しくは第２号の規定により、自動車等の運転を禁止される期間が２年以上に該当するときは当該期間から１年を減じた期間の自動車等の運転の禁止に、自動車等の運転を禁止される期間が１年に該当するときは180日の自動車等の運転の禁止に軽減することができる。

イ　前歴を有しない者が安全運転義務違反をし、よって交通事故を起こしたことを理由に処分を行う場合で、その者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、交通事故が専ら相手側の不注意によって発生したものであるときは、自動車等の運転を禁止される期間が２年に該当するときは180日の自動車等の運転の禁止に、自動車等の運転を禁止される期間が１年に該当するときは150日の自動車等の運転の禁止に軽減することができる。

（免許の効力の停止若しくは保留又は運転の禁止を軽減する場合）

第21条　一般違反行為をしたことを理由として処分を行おうとする場合に累積点数が令別

表第３の１の表の第１欄に掲げる区分に応じ同表の第７欄に掲げる点数に達したこと、若しくは令別表第４第４号に掲げる行為をしたことにより免許の効力の停止、免許の保留若しくは６月を超えない範囲内の自動車等の運転の禁止の基準に該当することとなった者又は危険性帯有により免許の効力の停止の基準に該当することとなった者において、その者の運転者としての危険性がより低いと評価すべき特段の事情があるときは、その者に係る第１章から第６章において規定する処分の基本量定の期間から30日又は60日（前歴のある者については30日に限る。）を減じた期間に処分を軽減することができるものとする。ただし、処分の基本量定の期間が30日又は60日に該当する者（法第108条の３の２の通知を受けた者で法第102条の２の期間内に同条に規定する違反者講習を受けなかった者を除く。）において、前記特段の事情がある場合は、処分を猶予することができるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成10年４月１日から施行し、平成10年４月１日以降の事案について適用する。

（経過措置）

2　平成10年３月31日以前に違反行為をしたことを理由とする処分については、従前の基準による。

3　平成10年３月31日以前に重大違反唆し等又は道路外致死傷をした者に対する処分については、従前の基準による。

4　平成10年３月31日以前に運転免許試験に合格した者が改正前の免許の拒否の基準に該当していた場合は、処分日が平成10年４月１日以降であっても、改正前の基準により欠格期間を指定する。

5　平成10年３月31日以前に違反行為をしたことにより改正前の取消しの基準に該当していた場合は、処分日が平成10年４月１日以降であっても、改正前の基準により欠格期間を指定する。

附　則（平成10年公安委員会規程第４号）

この規程は、平成10年10月１日から施行する。

附　則（平成13年公安委員会規程第８号）

この規程は、平成13年４月１日から施行する。

附　則（平成14年公安委員会規程第３号）

（施行期日）

1　この規程は、平成14年６月１日から施行する。

（経過措置）

2　平成14年５月31日以前に違反行為をしたことを理由とする処分については、従前の基準による。

3　平成14年５月31日以前に重大違反唆し等又は道路外致死傷をした者に対する処分については、従前の基準による。

4　平成14年５月31日以前に運転免許試験に合格した者が改正前の免許の拒否の基準に該当していた場合は、処分日が平成14年６月１日以降であっても、改正前の基準により欠

格期間を指定する。

5　平成14年５月31日以前に違反行為をしたことにより改正前の取消しの基準に該当していた場合は、処分日が平成14年６月１日以降であっても、改正前の基準により欠格期間を指定する。

附　則（平成21年公安委員会規程第１号）

この規程は、平成21年６月１日から施行する。

附　則（平成25年公安委員会規程第６号）

（施行期日）

1　この規程は、公布の日から施行し、平成25年12月１日から適用する。

（経過措置）

2　平成25年11月30日以前に危険性帯有を理由とする免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分については、従前の基準による。

附　則（令和元年公安委員会規程第４号）

（施行期日）

1　この規程は、令和元年12月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規程の施行前にした行為を理由とする処分量定基準については、なお従前の例による。

この規程は、令和５年７月１日から施行する。

附　則（令和５年公安委員会規程第４号）

別表第１（第２条関係）

<table>
<tr><th colspan="2">前　歴　の　回　数</th><th colspan="3">累　積　点　数</th><th>期　間</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">前　歴　が　な　い　者</td><td colspan="3">６点　７点　８点</td><td>30日</td></tr>
<tr><td colspan="3">９点　10点　11点</td><td>60日</td></tr>
<tr><td colspan="3">12点　13点　14点</td><td>90日</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">前歴が１回である者</td><td colspan="3">４点　５点</td><td>60日</td></tr>
<tr><td colspan="3">６点　７点</td><td>90日</td></tr>
<tr><td colspan="3">８点　９点</td><td>120日</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">前歴が２回である者</td><td colspan="3">２点</td><td>90日</td></tr>
<tr><td colspan="3">３点</td><td>120日</td></tr>
<tr><td colspan="3">４点</td><td>150日</td></tr>
<tr><td rowspan="4">前歴が３回以上である者</td><td rowspan="2">３回である者</td><td colspan="3">２点</td><td>120日</td></tr>
<tr><td colspan="3">３点</td><td>150日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">４回以上である者</td><td colspan="3">２点</td><td>150日</td></tr>
<tr><td colspan="3">３点</td><td>180日</td></tr>
</table>

注　前歴とは令別表第３の備考の１に規定する前歴をいう。

別表第２（第４条関係）

重　大　違　反　の　種　別	期　間
酒気帯び（0.25未満）速度超過（25未満）等、酒気帯び運転（0.25未満）、大型自動車等無資格運転、仮免許運転違反又は速度超過（50以上）	90日以上
速度超過（30（高速40）以上50未満）、積載物重量制限超過（大型等10割以上）、携帯電話使用等（交通の危険）、無車検運行又は無保険運行	30日以上

注　重大違反の種別は、令別表第２の１の表に定める点数が６点から14点までの違反行為の種別をいう。

別表第３（第５条関係）

道路外致死傷の種別	専ら当該道路外致死傷をした者の不注意によるものである場合における期間	中欄に規定する場合以外の場合における期間
人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が３月以上であるもの又は後遺障害が存するもの	──	60日以上
人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が30日以上３月未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	60日以上	30日以上
人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が15日以上30日未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	30日以上	30日以上

注１　負傷者の負傷の治療に要する期間は、当該負傷者の数が２人以上である場合にあっては、これらの者のうち最も負傷の程度が高い者の負傷の治療に要する期間をいう。

２　この欄の後遺障害とは、当該負傷者の負傷が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体の障害で運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則（平成14年国家公安委員会規則第14号）で定める程度のものをいう。

別表第４（第８条関係）

一般違反行為の種別	期間
整備不良（制動装置等）又は整備不良（尾灯等）	30日以上

別表第５（第８条関係）

違反行為の種別	期間
酒気帯び運転（0.25以上）、過労運転等、無免許運転、酒気帯び（0.25未満）速度超過（50以上）等、酒気帯び（0.25未満）速度超過（30（高速40）以上50未満）等、酒気帯び（0.25未満）速度超過（25以上30（高速40）未満）等、酒酔い運転又は麻薬等運転	180日
酒気帯び（0.25未満）速度超過（25未満）等、酒気帯び運転（0.25未満）、大型自動車等無資格運転又は速度超過（50以上）	90日以上
速度超過（30（高速40）以上50未満）、積載物重量制限超過（大型等10割以上）、速度超過（25以上30（高速40）未満）、放置駐車違反（駐停車禁止場所等）、積載物重量制限超過（大型等５割以上10割未満）、積載物重量制限超過（普通等10割以上）、速度超過（20以上25未満）、放置駐車違反（駐車禁止場所等）、積載物重量制限超過（大型等５割未満）、積載物重量制限超過（普通等５割以上10割未満）、速度超過（20未満）又は積載物重量制限超過（普通等５割未満）	30日以上

注　違反行為とは、一般違反行為及び特定違反行為（令第33条の２第２項第１号の特定違反行為をいう。）をいう。

別表第６（第８条関係）

措置義務違反の種別	期間
人の死亡又は傷害に係る交通事故を起こした場合における措置義務違反	180日
物の損壊に係る交通事故を起こした場合における措置義務違反	30日以上

注　措置義務違反は、法第72条第１項前段の規定に違反する行為をいう。

別表第７（第11条関係）

区　　分	期　　間
法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	180日
免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者	
自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第５項第１号ロに該当する場合を除く。）	90日以上
麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくは、これを助けた者	

注　上表における用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

１　「麻薬、覚醒剤等」とは、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第２条に規定する麻薬、覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第２条に規定する覚せい剤、大麻取締法（昭和23年法律第124号）第１条に規定する大麻又はあへん法（昭和29年法律第71号）第３条に規定するあへん若しくはけしがらをいう。

２　「麻薬、覚醒剤等の使用等」とは、麻薬若しくは覚醒剤を自己に使用し、若しくは施用を受け、又は大麻若しくはあへんを吸食することをいう。

３　「麻薬、覚醒剤等の譲渡し等」とは、次に掲げる行為（未遂を含む。）をいう。

⑴　ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬を譲り渡し、交付し、又は他人に施用すること。

⑵　⑴以外の麻薬を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。

⑶　大麻又はあへんを譲り渡すこと。

⑷　覚醒剤を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。

別表第８（第14条関係）

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>期　　間</th></tr>
<tr><td>他人を指揮して暴走行為をさせたとき、又は暴走行為を率先助勢したとき</td><td rowspan="2">180日</td></tr>
<tr><td>２人以上の自動車等の運転者が道路以外の場所において２台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合において、共同して、著しく他人の生命又は身体の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる行為をしたとき</td></tr>
<tr><td>道路若しくは公園、海水浴場、駅構内等の道路以外の公共の場所において２台以上の自動車等を連ねて通行させ、若しくは並進させる機会における自動車等の運転者若しくは同乗者により集団の勢力をかりて行われる石、ガラスびん、金属片、その他人若しくは車両等を損傷するおそれのある物件を投げ、若しくは発射する行為若しくは暴行、傷害、器物毀棄等の行為で道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるもの（以下「集団走行暴力行為」という。）をしたとき、又は唆して集団走行暴力行為をさせ、若しくはこれを助けたとき</td><td rowspan="2">90日以上</td></tr>
<tr><td>共同危険行為等禁止違反が行われることを知りながら当該違反に係る自動車等にその集団の一員として乗車していたとき（令第38条第５項第１号ロに該当する場合を除く。）</td></tr>
<tr><td>⑴　共同危険行為等禁止違反を行うおそれがある集団（以下「暴走集団」という。）に参加した運転者が、道路における当該暴走集団の通行に際し、道路運送車両法第11条第５項、第19条、第36条（第73条第２項において準用する場合を含む。）、第73条第１項（第97条の３第２項において準用する場合を含む。）又は第98条第１項若しくは第３項（不正使用に関する部分に限る。）の規定に違反する行為をしたとき
⑵　暴走集団に参加している運転者を指揮して⑴に規定する行為をさせたとき</td><td>60日以上</td></tr>
</table>